

「国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
国土交通省関係省令の整備等に関する省令」の施行に伴う関係省令の
様式の改正に関するパブリックコメントの募集について

平成20年8月18日
＜問い合わせ先＞
総合政策局観光事業課
(内線27-324)

国土交通省では、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」(平成20年法律第26号)及び「国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成20年政令第231号)に基づき、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」を定めることを検討しているところです。

その中で、「旅行業法施行規則」(昭和46年運輸省令第61号)及び「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則」(平成20年国土交通省令第65号)に規定される様式を改める際、英語表記を付すこと等を検討しているため、広く国民の皆様からこの案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

- ・旅行業法施行規則第11号様式～第14号様式
- ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記第1号様式及び別記第2号様式

【上記すべてPDF形式】

2. 意見募集期間

平成20年8月18日(月)～平成20年8月25日(月)(必着)

3. 意見送付方法

別紙の意見提出様式に、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号をご記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付して下さい。

郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 3

国土交通省総合政策局観光事業課 パブリックコメント担当 あて

電子メールの場合

電子メールアドレス：PLB_RSI@mlit.go.jp

国土交通省総合政策局観光事業課 パブリックコメント担当 あて

FAXの場合

FAX番号：03-5253-1563

国土交通省総合政策局観光事業課 パブリックコメント担当 あて

留意事項

- ・ 電子メールでのご意見の送付の場合は、テキスト形式として下さい。
- ・ 頂いたご意見の内容につきましては、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承下さい。
- ・ 電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承下さい。

(別紙：意見提出様式)

国土交通省総合政策局

観光事業課パブリックコメント担当 あて

「国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
国土交通省関係省令の整備等に関する省令」の施行に伴う関係省令の
様式の改正に対する意見

(フリガナ) 氏 名	
住 所	
所 属	
電 話 番 号	
意 見	

